

会議の名称	全 員 協 議 会	開催月日・令和7年3月24日 開会時間・午前・午後1時28分 閉会時間・午前・午後3時25分
出席者	河崎 周平 安藤 誠 後藤 徹 佐藤 健 南谷 清司 栗津 明 原 一郎 安井 智子 野口 佳宏 川柳 雅裕 後藤 國弘 堀 隆和 藤川 貴雄 豊島 保夫 南谷 佳寛 花村 隆 山田 紘治 近藤 伸二	
欠席者		
オブザーバー		
傍聴者		
説明のために出席した者	松井市長 石黒副市長 吉村市長室長 堀総務部長 山並企画部長 藤井建設部長 伊藤秘書広報課長 入山庁舎管理担当課長 林財務課長 野村建築管理室長 藤井議会事務局長 浅井議会総務課長 堀議会総務課課長補佐 森議会総務課主任	
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・追加議案（副市長の選任について） ・追加議案（令和7年度一般会計補正予算について） ・その他 	

【開会＝午後 1 時 28 分】

野口議長

ただいまから全員協議会を開催いたします。会議に先立ち、報道機関などから傍聴の申し出がありましたら、これを許可してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

野口議長

それでは傍聴を許可いたします。執行部からの報告の前に注意事項を申し上げます。本日の執行部からの報告事項につきましては、本定例会最終日に上程される議案に関することとなりますので、この場での質問は議案の事前審議にあたりますので、報告のみとなります。

質問は、本会議における議案質疑でしていただくようお願いを申し上げます。それでは執行部から、追加議案について説明を願います。市長、お願いします。

羽島市長

それでは、本定例会におきます追加議案のうち、人事案件について私からご説明を申し上げます。議案書の 13 ページをお願いいたします。当該ページの議第 37 号および 14 ページの議第 38 号は、羽島市副市長の選任についてでございます。

現副市長の石黒恒雄さんにおかれましては、令和 7 年 3 月 31 日をもちまして、4 年間の任期を満了し、退任されることとなりました。任期中の 4 年間ににおきましては、豊富な行政経験と高い識見を活かし、当市が抱える様々な行政課題の解決に向けて全力を傾注していただき、市に多大なご功績を残されたところでございます。

今回の副市長の選任にあたりましては、本議会における羽島市副市長定数条例の一部を改正する条例案を踏まえ、2 名を選任させていただくものでございます。

現在、行政が直面する課題として、危機管理体制の強化、災害対応の迅速化、安定した財政運営の実現、カスタマーハラスメントへの対応など、様々な課題がございます。

また、令和 6 年 3 月定例会におきましては、議員より、副市長 2 人体制を提案するご発言もいただいたところでございます。

そのような経緯も踏まえ、直面する喫緊の課題に対応するため、市の行政に精通した人材や、技術的な専門知識を有し、県との連携がより一層図れる人材などの活用により、それぞれの持つ専門の強みを生かし、様々な分野へ対応で

きる体制の整備を図るものでございます。それでは、詳細につきまして説明をさせていただきます。

まず、議第 37 号につきましては、現在、羽島市市長室専門官であります、國枝篤志さんを副市長に選任するものでございます。

國枝篤志さんは（生年月日を発言）生まれの 62 歳で、住所は（住所地を発言）でございます。昭和 60 年 3 月に愛知大学を卒業後、同年 4 月に羽島市に入庁されました。

入庁後は総務課、商工観光課、岐阜県市長会派遣、秘書広報課などでの勤務を経て、秘書広報課長、市長室長、令和 3 年 4 月からは理事を歴任されております。

また、令和 5 年 4 月からは羽島市専門官として尽力を賜っております。

國枝篤志さんは、長年にわたり羽島市職員として勤務をされ、地元根ざした極めて豊富な行政経験をお持ちで、在職中の公平公正な仕事ぶりから、開かれた市役所による市民の方々との行政の推進、市民第一主義の人づくりおよび躍進に繋げるまちづくりにご尽力をいただけるものと確信をいたしております。

次に、議第 38 号につきましては、現在、羽島市技術専門員であります鷺野俊樹さんを副市長に選任するものでございます。

鷺野俊樹さんは（生年月日を発言）生まれの 63 歳で、住所は（住所地を発言）でございます。昭和 59 年 3 月に三重大学を卒業後、同年 4 月に岐阜県技術吏員になられました。

平成 27 年 4 月からは羽島市に派遣され、建設部長を 2 年間務められた後、岐阜県において平成 29 年 4 月から岐阜県都市建築部下水道課長、平成 31 年 4 月から岐阜県県土整備部美濃土木事務所長を歴任されました。

また、令和 3 年 3 月に岐阜県技術吏員定年退職後、令和 4 年 2 月からは羽島市の技術専門員としてご尽力を賜っております。

鷺野俊樹さんにおかれましては、これまで培われた豊富な行政経験をお持ちであることに加え、岐阜県当局との間にも太いパイプがあり、当市における産業建設などの分野で、その力を発揮していただけるものと期待をいたしております。

國枝篤志さんおよび鷺野俊樹さんの両名とも、副市長として適任であると考え、議員各位のご同意のほど、よろしくお願い申し上げる次第でございます。

以上、本定例会に追加提案する人事議案につきましてご

企画部長	<p>説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。</p> <p>企画部から、本定例会において追加で上程を予定しております、令和7年度一般会計補正予算第1号の概要をご説明いたします。事業数が2件と少ないため、口頭で失礼いたしますが、総額5,118万5,000円の増額補正を予定しております。</p> <p>1つ目は副市長の選任に関連しまして、追加経費として特別職人件費1,797万3,000円を、一般財源を財源として増額するものです。</p> <p>2つ目は実施中の旧本庁舎・中庁舎解体事業につきまして、追加経費が発生するため、その必要額として3,321万2,000円を増額補正するものです。この事業の財源につきましては、公共施設等適正管理推進事業債、その中のいわゆる除却債を活用することとしており、充当率は90%となりますので、2,980万円の市債計上を予定しております。</p>
総務部長	<p>総務部から、旧本庁舎・中庁舎解体工事に係る工法の変更および補正予算の提出についてご報告いたします。</p> <p>初めに、現在撤去した杭の本数および杭の総数についてご報告いたします。令和7年2月4日から開始した杭抜き工事では、旧本庁舎分619本のうち530本を撤去しています。このうち1本は図面上に記されていない杭があったため、旧本庁舎分の杭の総数は、現在撤去が済んでいないものを含め620本となります。</p> <p>旧中庁舎分は199本中171本を撤去しています。旧中庁舎の杭抜き工事はすべて完了しているため、図面上の本数よりも28本少なかったものです。この原因は、基礎の形状が建設当時の図面と異なっていたことによるものです。</p> <p>このほか、旧本庁舎、中庁舎以外の屋外機械庫の敷地内にあった14本の杭もすべて撤去しています。</p> <p>この結果、旧本庁舎・中庁舎解体工事に係る杭の合計本数は、撤去が済んでいないものを含めて、旧本庁舎分620本、旧中庁舎分171本、屋外機械庫分14本を合わせて、現時点で805本となります。本解体工事に係る杭は廃棄物であるため、撤去が済んでいない杭もすべて抜き取ります。</p> <p>次に、撤去が済んでいない杭の位置および本数についてご説明いたします。撤去が済んでいないのは、旧本庁舎分620本から撤去済みの530本を除いた90本です。</p> <p>別添資料1の図面をご覧ください。撤去が済んでいない箇所は、旧本庁舎の望楼部分にある杭が64本、旧本庁舎南</p>

側スロープ付近の浄化槽下にある杭が 22 本、旧本庁舎北東スロープの道路際にある杭が 4 本、3 箇所合計 90 本です。

次に、補正予算が必要となった経緯についてご説明申し上げます。これら撤去が済んでいない杭のうち、望楼部分にある杭について、令和 7 年 2 月 26 日水曜日に工事請負事業者である TSUCHIYA・日東 JV の現場の責任者から、地層の状況が不良で、工事の安全な施工に支障をきたすとの連絡があり、市職員とともに現場を確認した後、同年 3 月 4 日火曜日に協議書による申し入れがありました。

協議書の内容は、残る 3 箇所 90 本の杭を、鋼矢板による土留め工事を施工したうえで撤去するというものでした。

次に、別添資料 2 の写真をご覧ください。これまでの杭抜き工事は、隣地で施工した新庁舎建設時のボーリングデータにより、地層が主にシルトの層であることを確認したうえで設計し、杭の周りを掘削して杭の頭を出した後、重機を使って円柱状に掘り進め撤去する、ケーシング削孔の工法を採用して施工してきました。

しかし、1 枚目の写真のとおり、望楼部分が想定と異なる砂の地層であったことや地下水の水位が高いこと、基礎解体に伴い杭の頭が深くなったことにより、掘削面が崩壊する状況であることを確認したものです。

望楼の危険性について申し上げますれば、近年、全国各地で公共施設等のインフラの老朽化による事故の報道が散見されています。特に令和 7 年 1 月 28 日に埼玉県八潮市で発生した下水道管に起因すると思われる道路の陥没事故は、今も一刻も早い救出と復旧が急がれているところで、施設を管理する全国の自治体にとっても深刻な問題が提起されたところではあります。

当市においては、緊急点検の結果、幸いにも下水道管に問題はなかったものの、公共施設の老朽化は顕著です。既に解体が完了している旧本庁舎と望楼については、令和 4 年 12 月定例会でもご答弁申し上げているとおり、地震発生時の揺れを正確に予測できる方法として用いた時刻歴応答解析により、南海トラフ地震模擬振動がもたらす影響が甚大であることが確認されています。

特に、望楼部分は 2 階から 4 階の壁のせん断破壊や一部損壊、圧壊が発生し、その結果、望楼 4 階から上の部分が北側の住居地域から東側の市道および竹鼻中学校までの広範囲に崩落や倒壊、またはコンクリート片が飛散する可能性が高いことが確認されている状況でした。

今回、望楼部分が砂の地層であり、極めて軟弱な地層で

あることが判明したことは、これまで市が再三にわたり危険であることを説明してまいりました望楼の状態が、更に劣悪であったことを改めて確認できたものです。

2枚目の写真をご覧ください。旧庁舎南スロープ付近の浄化槽の下にある杭については、写真のように地下水の水位が高い状況でしたが、望楼部分と比較して本数が少なく、既に工事請負事業者によってポンプによる排水等の方法により施工することが検討されていきました。

しかし、望楼部分の掘削により想定と異なる地層や地下水の水位による工事への影響が分かったことから、隣地の浄化槽下の部分でも同様に掘削面が崩壊するおそれがあることが判明しました。

3枚目の写真をご覧ください。北東スロープの道路際に残る4本の杭は、望楼部分の状況とは異なり、地下水の影響は少なく杭の本数も少ないことから、浄化槽下と同様に工事請負事業者で施工方法を検討していましたが、地層が自立しない砂の層であるため、位置的な危険性として、接する道路の崩落により竹鼻中学校の生徒の登下校や八潮市のように車両の通行に危険が及ぶおそれがあり、より慎重に工事を施工する必要があったものです。

市では、令和7年3月4日火曜日に協議書が提出された後、こうした状況を踏まえ内容を精査して、同年3月7日金曜日に市長へ状況を報告し、その後も引き続き、設計業者および工事請負事業者との間で協議を行ってまいりました。

別添資料3をご覧ください。設計業者や工事請負事業者とは、工事費の抑制、工期内での完了、止水性、騒音や振動の影響、工事現場や近隣地域の安全確保等の観点で協議を重ねてまいりました。

その結果、地下水の影響を受けず地盤の安定性が確保できる、鋼矢板による土留め工事を3箇所同時に施工したうえで、従来どおり杭の周りを掘削し、ケーシング削孔により杭抜き工事を施工することが最適であるとの結論に至ったものです。

なお、この鋼矢板を施工する際は、打撃や振動のない圧入工法を用いることから、騒音や振動に配慮した工法であり、周辺地域への影響はございません。

この工事の予算額については、税込み総額で3,321万2,000円を見込んでおり、財源は充当率90%の除却債の追加適用を申請する予定です。

市といたしましては、工期内に工事を完了するため、本

野口議長	<p>定例会最終日に令和7年度当初予算をお認めいただいた後に、追加で補正予算案を提出したいと考えていますので、その際にはご審議をお願い申し上げます。</p> <p>ありがとうございました。執行部はご退席いただいて結構でございます。経歴書を回収します。</p> <p style="text-align: center;">〔執行部退席、経歴書回収〕</p>
野口議長	<p>次にハラスメント条例の制定について、議会運営委員会より報告願います。</p>
藤川議会運営委員長	<p>議会運営委員会ではハラスメント条例の制定について協議し、ある程度の方針が定まりました。論点整理の結果資料をお手元に配付してありますので、ご報告いたします。今後も条例制定に向け協議を重ねていきますが、現在までの状況をお知らせするものです。</p>
野口議長	<p>ただいまの報告について、何かご意見等ございますか。</p>
近藤議員	<p>県下市町村ほどの自治体が条例を制定していて、また、検討を進められていますか。</p>
議会総務課員	<p>すべてを調べてはいませんが、制定済みは各務原市やそのほか、数自治体あったかと思えます。検討状況は把握していません。</p>
野口議長	<p>制定する方向で行くことは決まっていますよね。この資料を順に見ていきます。</p> <p>まず1番目、「理念条例か実効性のある条例か」について、議会運営委員会の方針としては「実効性のある条例」ということです。出た意見としては「今から条例を制定するなら理念条例はあり得ない」ということで、そのほか令和6年に条例を制定した市はすべて「実効性のある条例」ということです。ご意見はございますか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
野口議長	<p>2番目、「執行部側も条例を作る場合、執行部と議会で条例を分けるのか」について、議会運営委員会の方向性としては「執行部側と条例を分けるが、執行部側と歩調を合わ</p>

	せ、準拠すべき部分は準拠する」ということです。「執行部側においても条例制定の思いはあるが、具体的な検討は進んでいない」ということで、これは令和7年2月時点の話になります。ご意見はございますか。
佐藤議員	分ける判断になった理由のご説明をお願いいたします。
藤川議会運営委員長	次の3番目にも関係してくるんですが、ハラスメントの種類として「票ハラスメント」を入れる方向で議論しています。そういった議員ならではのハラスメントを規定するというので、議会としてハラスメント条例を制定したほうがいいのではないか、という意見があったことを記憶しております。
佐藤議員	趣旨は分かりましたが、私は分けなくてもいいのではないかという気もしています。また考えてみたいと思います。
野口議長	次に3番目、「条例の対象となるハラスメントの種類」について、「パワハラ、セクハラ、マタハラ、SOGIハラなどのハラスメント」、「市民から議員に対する票ハラスメント」ということです。ただし、「職務環境を害する行為という全体を設けることで議員の私的活動は対象外とする」という規定を設けるということ。「票ハラスメント」を規定している自治体は東京都利島村のみ、カスタマーハラスメント条例は2件ほどで、規定したとしてもその部分は理念条例になると。ご意見はございますか。
山田議員	「票ハラスメント」は具体的にどういう行為なんですか。
野口議長	言うことを聞かなかつたら票をあげないよとか、投票しないよとか。
山田議員	それで市民を訴えるわけか。
野口議長	理念条例なので訴えないですね。ただ、理念条例であっても条例に書いてあるということは言えるわけですから。そのほか、ご意見はございますか。
	[発言する者なし]
野口議長	次に4番目、「議員が加害者となる場合の相手方は」とい

川柳議員	<p>うことで、「議員から執行部の特別職へのハラスメント、議員から一般職へのハラスメント、議員から議員へのハラスメント」の3箇所を規定すると。他自治体もほとんどがすべての場合を対象にしているということです。ご意見はございますか。</p> <p>一番大事な「議員から市民へのハラスメント」がなぜ規定されていないんですか。「票ハラスメント」があれば逆もあると思います。</p>
藤川議会運営委員長	<p>他市町を参考にして議論したので。政治倫理審査会とか別の場での対応になるのか、そのあたりは深まってないです。ただ、規定した場合は市民からの相談を相談窓口で受け付けることになるんですかね。いずれにしても議論の余地があると思います。</p>
川柳議員	<p>市民や団体に対して、我々が言っはいけないことを言ったり、やっはいけないことをやらないようにするためには大事かと思っ意見を言いました。</p>
野口議長	<p>そのほか、ご意見はございますか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
野口議長	<p>次に5番目、「議員が被害者になる場合の相手方」ということで、これは議員が加害者となる場合と同様にするということですね。市全体で条例を制定する場合は、他自治体でも同様の規定となっているということです。ご意見はよろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
野口議長	<p>6番目、「議員が加害者となる場合の相談窓口」は、「議会事務局、職員課、第三者機関の3箇所」に設置するということです。「人事部署に相談すると実効性に欠ける部分があるので、第三者機関にも設置すべき」という意見が議会運営委員会ではあったようです。他自治体の事例は様々ということで、ご意見はございますか。</p>
佐藤議員	<p>これは議員が加害者になったときに、被害者がどこに相談するのかということですか。</p>

野口議長	そういうことです。
河崎議員	羽島市では現状、相談窓口は設けられておりますか。また、外部に相談窓口を設ける場合、執行部側が設けた窓口を活用することは可能という認識ですか。
安藤議員	たしか危機管理課に職員向けの相談窓口があって、専属の弁護士に相談できるようです。議員向けはないです。
河崎議員	外部ではなく内部で設置してらっしゃるんですか。
議会総務課員	産業医、市が顧問契約を締結している弁護士、こころのダイヤル 119 番とか、そういったところが相談窓口として想定されています。
河崎議員	令和 2 年 6 月 1 日に大企業が相談窓口を義務化されて、令和 4 年におそらく中小企業も義務化されたと思うんです。今後の話ですが、市が契約している外部委託先もうまく活用して進められるといいと思います。
野口議長	そのほか、ご意見はございますか。
	[発言する者なし]
野口議長	最後に 7 番目、「議員が加害者となる場合の調査機関」についてです。「まず議会が調査を行い、必要に応じて第三者機関に調査を依頼」し、「当事者それぞれの要望で第三者機関に調査を依頼できる」形とするということです。出た意見としては、「議会は多数決で決められたため第三者による調査とすべき」というものがあつたようです。この点について、ご意見はございますか。
近藤議員	ただ漠然と第三者機関といっても必ず費用が発生するわけですから、その辺をもう少し明確にしていただかないと。議員同士のことを議会で調査するわけにはいかないですが、この書き方だけでは疑問が残ります。
議会総務課員	どこの第三者機関に依頼するかとか、そういった話はまだしていません。出た意見としては、近藤議員がおっしゃられるように議会が議員のことを調査するのはどうなんだ

近藤議員	<p>という意見や、費用がかかっても第三者機関に調査を依頼するべきではないかという意見が出ました。</p> <p>ハラスメント条例は検討を始めた段階ですので、そういったことに関しては次期議会運営委員会のメンバーで決められていくのかなと考えます。</p> <p>近隣の市町でいうと、岐南町長のハラスメントを調査したときも、数百万円を一般会計で予算措置して、さらに追加で補正予算も必要になったわけです。簡単に第三者機関に調査を依頼するといっても費用がかかるわけですから、その費用の工面の仕方もある程度、検討していただきたいと思います。</p>
佐藤議員	<p>6番目の相談窓口の関係ですが、こういったケースでどの相談窓口に相談するとか、そういったことは決められていますか。</p>
藤川議会運営委員長	<p>具体的なケースの想定までは踏み込めていないですが、例えば、被害者が一般職であれば職員課に対して相談する流れになると思いますし、被害者によって変わってくると思います。</p> <p>先ほど近藤議員から指摘があった調査機関も、すべてのケースで第三者機関を介するというわけではなく、内容によっては議会で調査できる場合もあるでしょうし、議会事務局が窓口となって状況を把握することも想定されます。議会運営委員会でもすべて第三者機関だけでやるべきというご意見もありましたけれども、内容によってはそこまでしなくてもよいということもあります。</p> <p>どういう場合には第三者機関に調査を依頼して、どういう場合には依頼しないという、そこまでの議論には至っていませんが、第三者機関に調査を依頼できる方向性で協議いたしました。</p>
佐藤議員	<p>第三者機関の調査については兵庫県の関係で話題になっているように、議会で調査すると問題が起こる可能性もあります。私はすべて第三者機関に調査を依頼すべきと感じておりますが、皆さんでご検討いただければと思います。</p>
近藤議員	<p>ハラスメントについては加害者と被害者で感じ方に相当な違いがあるときもありますので、議員同士でハラスメントが発生した場合は議会で判断するのではなく、早急に第</p>

野口議長	<p>三者機関に調査を依頼していただいたほうが私は適正な結論が出ると思いますので、その点は要望しておきます。</p> <p>そのほか、ご意見はございますか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
野口議長	<p>今回、議会運営委員会から方向性を示されましたが、この全員協議会で承認をいただいたら、次期議会運営委員会メンバーに申し送り、そのメンバーにおいて具体的な条例の検討を行っていただくスケジュールとなっております。</p> <p>これから先進自治体の条例も参考にしながら検討を行っていくような流れになります。今回の資料は今後の骨組みになってくると思います。こういったものがないとどこから手つけていいか分かりませんので、お示しをさせていただいたこの資料をもとに、まずは検討に入っていきたいと思っておりますけれども、よろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
野口議長	<p>それでは次期議会運営委員会のメンバーに検討していただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>次に一般質問の通告期限について、議会運営委員会より報告願います。</p>
藤川議会運営委員長	<p>議会運営委員会では、一般質問要旨通告書の提出日時の繰り上げについて協議し、その結果、お手元に配付してあります資料のとおりとすることに意見がまとまりましたので、ご報告します。</p> <p>委員会では、資料のとおり現状と課題を踏まえ、提出日時の繰り上げの効果について議論し、一般質問要旨通告書の提出は、定例会についての議会運営委員会が開催される前日の午前中とするとの結論となりました。なお、この変更を過去の定例会にあてはめると、資料の参考欄のとおりとなります。ご協議をよろしく願いします。</p>
野口議長	<p>先日、議会事務局から正副議長に、一般質問の通告書の提出を早めていただきたいという相談がありました。</p> <p>確かに、私は初めて議長をやらせていただいておりますが、定例会の初日は非常に忙しいんですね。現状、議会が非常に活発で、一般質問をする議員が多数おりますので、</p>

事務局は体制的に厳しい状況です。一般質問をしないではほしいと言っているわけではないですが、事務局からそういう提案が出てきても仕方がないのかなと思います。

議長として了解したうえで、議会運営委員会に諮らせていただき、今回、全員協議会での協議となったところです。

現状、通告書の提出期限は議会初日の本会議終了から午後2時となっています。その後、議会事務局において通告書に記載してある質問の内容、誤字脱字のチェック等の確認をし、議員への電話連絡等を行っています。そして、午後2時半から正副議長、議会運営委員会の正副委員長において、通告書を確認するという流れになっています。

現状の課題として、内容の精査に充てられる時間が1時間程度であり、通告書の精度に問題が出る可能性があること、執行部との打ち合わせ時間が足りないため、詳細な数値の算出や調査等の照会ができないこと、部長ヒアリングや市長ヒアリングまでに日数がないため、実質1日程度で答弁書を作成しなくてはいけないことが挙げられます。管理職や担当職員が、休日勤務や深夜まで答弁書の作成に当たることが多々あるということです。

対策として、通告書の提出日時を議会運営委員会の前日の午前中とすることを提案いたします。

効果として、議会事務局における通告書の精査時間の確保、誤字脱字のチェック漏れが減って議員との調整がスムーズになる、執行部との打ち合わせの時間、日数が増えるため、議員、執行部ともに綿密な質問と答弁ができるようになることが挙げられます。近年、働き方改革と言われておりますが、執行部にとっても残業ありきの日程から、勤務時間内で議会対応が可能になるメリットがあります。

「参考」という欄がございますが、これは過去の定例会の日程に事務局案を当てはめたものになります。

今回の3月定例会ですと、2月28日金曜日が議会初日でしたので、議会運営委員会が2月21日金曜日でした。その前日の2月20日木曜日の午前中が通告書の提出日ということになります。

令和6年12月定例会ですと、12月3日火曜日が議会初日で、議会運営委員会が11月29日金曜日だったので、その前日の11月28日木曜日午前中が通告書の提出日となります。皆様のご意見をお聞きしたいと思います。

花村議員

議会初日と議会運営委員会の開催日の関係ですが、今後閉庁日を含めて初日の4日前に議会運営委員会を開催す

議会総務課長	<p>ということですのでよろしいですか。</p> <p>今回の定例会は4日前がちょうど閉庁日でしたので、21日に議会運営委員会が開催されましたが、通常、閉庁日を含めた4日前となります。</p>
粟津議員	<p>今回の定例会は特殊として、通常は実質的に2日間早めるということだけど、それだけの時間があればいいのか、それとも1週間ほどあったほうがいいのか、どうですか。</p>
議会総務課長	<p>他自治体では、羽島市と比べて2週間ほど早いところ、1週間ほど早いところ、羽島市と同様のところなど、各自治体で様々な運用をしていました。また、全国市議会議長会に確認したところ、各自治体で決めることであるのご助言を頂きました。</p> <p>今回の提案は事務局の思いと執行部の課長級職員の思いがあって、皆様にご無理を言って試験的にでも運用を開始させていただけないかという、お願いになります。</p> <p>事務局としては2日前であれば十分に対応可能で、執行部としてはできるだけ早く通告書をいただいたほうが、皆様との打ち合わせや準備に、より時間を充てられるということで、相談の結果、この日程案とさせていただきました。</p>
川柳委員	<p>執行部の苦労は分かりましたので、私は協力したいと思うんですが、なぜ議会運営委員会の前日なのか、説明をお願いします。</p>
議会総務課長	<p>通告書の確認作業を正副議長と議会運営委員会の正副委員長で行いますので、前日に事務局で通告書をチェックして、翌日の議会運営委員会の後に正副議長、委員長会議をお願いできたらと思います、その日程案としております。</p>
佐藤議員	<p>周辺の他議会と比べたときに、羽島市議会は会期が長いほうかなと思います。この改正をすると、会期が始まらないとはいえ、実質的な会期がさらに長くなりますから、私は議案質疑と一般質問の日程を逆にしたほうがいい気はしています。</p> <p>また、現状の課題として、市長ヒアリングまで時間がないとされていますが、本来は市長ヒアリングしなくていい質問、つまり予算措置が必要ない各独立委員会の専権事項になるものでも、現状、市長ヒアリングをしているという</p>

近藤議員	<p>ことも聞き及んでおります。そういった運用を改善することで業務効率を高めることはできると思います。</p> <p>議会運営委員会の前日に提出する形になると、一般質問と議案がかぶるケースもありますよね。病院の関係を質問したいけれど、病院の補正予算が出たというケースがどうしても出てきますが、そういった場合はどうなるんですか。</p> <p>令和6年12月定例会では10億円の貸付と約1,000万円の経営診断業務の補正予算が出てきたと。私はその前に病院のことを一般質問するつもりだったんで、議案は出るけれど一般質問でやりますということを、一般質問の冒頭に言ったんですが、そういったケースがどうしてもこの提出日になると出てくるかなと。</p>
議会総務課長	<p>そういったときに一般質問できる、できないで言いますと、事務提要によると一般質問はできることとなっております。</p> <p>ただ、羽島市議会では、議案に関係することはなるべく質問しない方向でやっています。今回の改正によって時間が確保できますので、執行部と各議員が個々で調整する形もあります。</p>
野口議長	<p>一応はできるけど、羽島市議会では議案質疑と委員会質疑で質問するのが流れですよ。ただ、令和7年度の当初予算案について、一般質問でその関係の質問と答弁はありましたし、それは担当課と調整していただければいいかなと思います。</p>
川柳議員	<p>基本的には賛成しますが、ただ、議会運営委員会において提出した通告書が問題になった場合、変更するための猶予期間を欲しいです。</p> <p>議会運営委員会で指摘があって、事務局から変更のお願いがあった場合、そこから1日か2日の猶予期間があれば迷惑をかけないかなと。その変更作業を終えてから定例会初日に市ホームページに載せていただける形であれば譲歩しやすいというか、提出日を早くする分、訂正や変更できる期間があるとありがたいです。</p>
野口議長	<p>正副議長、委員長のチェックを経た変更はあるけれど、議員の意思による変更はないですね。</p>

藤川議会運営委員長	<p>川柳議員のご意見としては、議会運営委員会の前日にするとどんな議案が提出されるか分からないから、それを見てから変えられる期間を設けたらいいんじゃないかという話だと思うんです。議会運営委員会の前日までに提出するのは絶対で、それまでに出さなかった人はそれ以降提出することはできないけど、提出さえしておけば、1日か2日間は変更可能にしてほしいということですよね。</p>
野口議長	<p>それをやると、今回の定例会みたいに日程に余裕があればいいけど、通常の日程だと従来の通告期限と同じになってしまいますからね。議案と完全にかぶってしまった場合、正副議長、委員長のチェックによる変更はありますよね。</p>
南谷清司議員	<p>議会運営委員会では議論にならなかったんですが、先ほど佐藤議員が提案された質疑と一般質問の日程を入れ替えることが採用できるなら、諸問題が解決すると思いますので、そこを議論してもいいのかなと。</p>
佐藤議員	<p>通告書の提出はメールで受け付けるようにしていただきたいです。あと、くじ引きのためにわざわざ登庁する意義を感じないので、それも事務局に代理で引いていただけるようにしていただきたいです。</p>
野口議長	<p>入れ替えを今から議論するのは難しいです。議会運営委員会から報告があった以上、この報告について議論すべきだと思います。後日ということですね。</p>
河崎議員	<p>前日の午前中という形で確定してしまうと、何かあって事務局に来れない場合もあるので、メールか前日までという形にしたいです。くじ引きも、それだけは議会初日にするとか。</p>
議会総務課長	<p>提出についてはメールを考えています。くじ引きは様々な方法がありますが、例えば前の定例会の全議員が集まるタイミングでくじを引いていただくとか、事務局が代理で引くとか、皆様のやりやすい方法で進めたいと思います。</p> <p>議会運営委員会の前日とした理由に説明不足がございましたので、説明いたします。現状、一般質問の日程は4日間確保しています。16人以上質問される場合は4日間なんですけど、本定例会のように15人だと3日間になります。ただ、議会運営委員会の段階では一般質問の人数が分からな</p>

	<p>いため、市ホームページでは4日間のものを掲載しています。</p> <p>もちろん市ホームページでは3日間になったことも案内しているんですが、実際に市民から問い合わせがあったり、4日間あると思われて来庁されるケースもあります。</p> <p>議会運営委員会の前に通告書が出ていると、会期日程を協議する段階で一般質問の人数が把握できますので、そういった点も考慮して提案させていただきました。</p>
佐藤議員	<p>先ほど通告書の差し替えの話が出ていましたが、それを認めると通告の順番が混乱したり、成り立たなくなります。議案とかぶっていた場合に、単に取り下げらるなら分かりませんが、差し替えを認めるのはどうかと。</p>
野口議長	<p>修正を認めるかどうかですね。差し替えて全く新しい通告書を出されても收拾がつかなくて困りますから。</p>
佐藤議員	<p>修正の範囲をどこまで認めるかですね。あまり修正の経験をしていないので詳細は分かりませんが。</p>
花村議員	<p>一般質問の日程を4日間確保するようになってから、今回の定例会のように3日間で終わった場合は議案質疑まで2日間の空きがあったけど、この改正をすると1日間の空きでいくということかな。</p>
議会総務課長	<p>1日は確保しますが、会期日程は議会運営委員会で協議いたします。</p>
藤川議会運営委員長	<p>4日目の一般質問がなかったことで、3日目に一般質問をされた方が議案質疑の準備をする期間がいつもよりあったんじゃないかと感じました。実際にどう感じたかお聞きしたいですし、おそらく執行部側も準備する時間ができるのではないかと思いますので、この際、そういった日程のあり方も考えてはどうでしょうか。</p>
粟津議員	<p>一般質問のあとは2日とればいいんじゃないか。</p>
佐藤議員	<p>通告書の提出日は議会運営委員会の前日の午前中ということですが、通信トラブルなどを考慮して、期間を長くとってほしいです。</p>

議会総務課長	例えば2日間の間に提出するとか、そういった形にしてもらえると、事務局としてもありがたいです。
野口議長	<p>まず、一般質問の通告書について、事務局案のように定例会4日前の議会運営委員会の前日が締め切りでいいという方、挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">〔賛成多数〕</p>
野口議長	それではそのようにいたします。締め切りは決まりましたが、事務局、受付のタイミングはどうしますか。
議会総務課長	<p>議会運営委員会の2日前に受付開始で、前日の午前中締め切りでお願いしたいと思います。</p> <p>メールでの提出があった段階で皆様に連絡させていただきますので、ご了承ください。</p>
山田議員	日程については何も言いませんが、議案と一般質問が重なったとき、これは一般質問してもいいんですよ。ただ質問するだけならいいんですが、私は追究していく一般質問をしますので、研究が必要なわけですよ。それを議案が出たから一般質問は駄目だ、なんて言われたら困る。まったく違うことをしようと思っても大変なんですよ。
野口議長	基本的に議案が提出されても一般質問はできます。
花村議員	一般質問の最終日と議案質疑の間は2日確保していただけるとありがたいです。特に3月と9月の定例会は。
佐藤議員	そうすると会期がさらに伸びてしまうので、先ほど申し上げたように一般質問と議案質疑を逆にするとか、ほかの方法はないですかね。
野口議長	<p>とりあえず一般質問の通告書の提出期限は、その定例会の議会運営委員会の前日の午前中が締め切り、受付開始日はその2日前からということで、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
藤川議会運営委員長	皆さんが決めた形でやっていただければと思います。また、佐藤議員が提案されたことも本日は議論できません

	<p>が、議会改革として議会改革特別委員会の検討事項になるのではと思います。</p> <p>少し早いかもしれませんが、例えば次の6月定例会ではどういったスケジュールになるか、お示しいただけますか。まだ初日も決まっていないと思うので、仮の日程で結構です。</p>
議会総務課長	<p>例えば6月3日火曜日が初日とすると、その4日前の5月30日金曜日が議会運営委員会になります。さらにその2日前の28日水曜日から通告書の受付開始で、29日木曜日の午前中が締め切りとなります。</p>
野口議長	<p>受付開始は提出日の2日間前からだとどうですか。</p>
議会総務課長	<p>早いほうありがたいので、27日火曜日からでお願いします。</p>
野口議長	<p>こういったスケジュール案になりますが、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
安藤議員	<p>メールの提出はこの6月定例会から開始しますか。</p>
議会総務課長	<p>6月定例会から開始します。</p>
野口議長	<p>くじ引きはどうしますか。</p>
議会総務課長	<p>通告書を出していただいた段階で順番を決めたいです。初日では遅いので、前もって決めていただく形をお願いしたいと思います。</p>
野口議長	<p>よいタイミングを考えて、事務局にお願いしたいと思います。一般質問と議案質疑を入れ替える話は、私が議長のうちには検討しませんので、次の議長のときに決めてください。よろしく申し上げます</p> <p>次に意見交換会の総括について、広報広聴委員会より報告願います。</p>
近藤広報広聴委員長	<p>広報広聴委員会では、令和6年度に実施された意見交換会について、各常任委員から振り返りシートをお手元の資</p>

野口議長	<p>料のとおりまとめましたので、ご報告します。</p> <p>ただいまの報告について何かご意見ございますか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
野口議長	<p>次に議席番号について、前回の全員協議会に引き続き協議したいと思います。</p>
南谷清司議員	<p>私が議席順の決定方法について検討を求めましたので、その理由を説明させていただきます。</p> <p>一番大きな理由は、日本の年功序列という古くからの慣習は、議会という場ではなくしたほうがいい慣習だと考えています。議会は、執行部や市民へ年功序列にならない組織運営の模範を示す役割があると考えています。ほかの理由もなく、当選回数だけを尊重することは年功序列と繋がっている、同じだと考えられるのではないのでしょうか。</p> <p>当選回数の多い経験豊富なベテラン議員をリスペクトして、そのような議員のリーダーシップに期待することは当然のことでありまして、議会にとって大切なことであるということは十分に承知しています。</p> <p>しかし、すべての議員は当選回数に関わらず平等であるということは、議会の最も重要な大原則となっています。発言や議決などは、その大原則が守られています。</p> <p>しかし、議席順については、年功序列的とも言える当選回数を尊重して決める仕組みとなっていて、すべての議員が平等であるとは言えず、大原則が守られていません。</p> <p>たかが議席順、されど議席順。単純に本会議の議席順の決め方が問題だということではなく、議席順の決め方に象徴される、当選回数によって議員の扱いが異なる年功序列的な慣習、もっと言えば、議員間に当選回数による上下関係あるかもと、執行部や市民に思わせてしまうかもしれない議会の文化や風土が問題だと考えています。年功序列的な当選回数重視というあり方を議会が尊重している、あるいは尊重すべきだと執行部や市民に思わせてしまっているかもしれないことが問題だと考えています。</p> <p>例えば、岐阜羽島駅で天皇陛下をお迎えしたときの並び順は、議席順だったら前列が議席順1番から9番、後列が10番から18番と並ぶのが自然だと思います。しかし実際には、すべての議員は平等に扱われるという大原則などどこへやらという感じで、むしろ年功序列的な考え方が大原</p>

則とばかりに、前列が当選回数が多い議員、後列が当選回数の少ない議員と並びました。おそらくこれが慣例なんだろうと思います。

来賓としての着席の順番や挨拶、あるいは来賓紹介の順番も当選回数が多い議員からであることが多くあります。執行部や市民は、議会は当選回数という年功序列的な世界であり、当選回数重視の年功序列的な対応をしないと大変なことになるかもと議会を見ているわけです。

このようなことを繰り返すことで、年功序列が当然であると執行部や市民に思わせてしまうことは、議会の役割や機能を考えたときにあってはならないと考えています。

その大元にあるのが議席順の決め方であり、議席順なのです。なので、議会から当選回数重視という年功序列的な習慣をなくすため、その象徴的な存在となっている当選回数に配慮して議席順を決める申し合わせ事項を削除し、すべての議員は公平平等であるという大原則に沿った方法へと変更すべきと考え、提案したところです。

大変失礼かと思いますが、ひょっとして長い時間かけてやっと後ろの席へ来たので、今さら前の席にはなりたくないという思いや、当選回数の多さを市民にアピールできる仕組みを残したいという思いが、思い浮かぶ議員がいらっしゃるかもしれませんが、たとえそのような思いが浮かんだとしても、大所高所からの見地から議会は当選回数重視の年功序列を排して、大原則のとおりすべての議員を平等に扱っていることを執行部や市民へアピールすべきという私の提案にご理解いただき、ご賛同いただけると幸いです。

なお、年功序列がなぜ駄目なのかについては触れていませんが、組織の活性化を図るためには年功序列の廃止が必要であることは、組織マネジメントの基礎基本であり、常識であると私は考えています。

野口議長

ありがとうございます。前回の全員協議会において、議会改革特別委員会の安井委員長から、変更する理由がないことから現状のとおり期数順でよいとの意見や、くじ引きに変える等の意見に分かれ、委員会として結論を得ることができなかったという報告をいただいております。

皆さんの意見をお聞きしたいと思います。

近藤議員

南谷清司議員は県で活躍しておられたと思いますが、県議会はどうなっていますか。

南谷清司議員	<p>私の知る範囲では、会派ごとに議席のグループが割り当てられます。野党といわれる会派が右側、与党といわれる自民県政クラブが左側と。そのグループの中の席順は各会派がお決めになられます。</p> <p>私が見ている範囲では、大体、当選回数の少ない方は前列で、猫田議員、玉田議員、岩井議員といった方々が一番最後列の一番奥にお座りになっていらっしゃいます。</p>
藤川議会運営委員長	<p>議席番号と座席順の話があって、座席順についてはグループで分かれたほうが活性化しやすいとか、やりやすい配置があるかもしれません</p> <p>議席番号についてですが、例えば1番の議員は質疑の順番が最初に回ってきますから、最も質疑をする機会が多くなる。同じような質問はできないですから、議席番号が後になればなるほど質問がしにくい、こういった議席番号の差が出てくるところはあると思います。</p> <p>反対に討論になりますと、議席番号が後の人が、前の人の話した討論の内容を聞いて意見することもできます。</p> <p>何が言いたいかという、現実的には議席番号の順によって質疑や討論のしやすさに差が出てくるところがあるんですよ。それならどうやって平等にするんだとなったら、南谷清司議員が提案される平等の考え方で、くじ引きで決める方法であれば私は納得するんです。</p> <p>それとは別の議論として、座席は座席で別の決め方でもいいんじゃないかなと、先ほど県議会の例もありましたけど、そういう決め方でもいいのかなと思った次第です。</p>
原議員	<p>運営上のことですが、事務局はこの変更によって何か困ることはありますか。</p>
議会総務課長	<p>毎年変更すると費用がかかってくるかなと。改選のタイミングは結局費用が掛かるので、そのタイミングであれば影響はそこまでないと思います。</p>
原議員	<p>全く手間も費用も余分にかかるわけでもないですか。</p>
議会総務課長	<p>思いつく限りでは、それほどものはないですね。</p>
佐藤議員	<p>1回あたりどれくらいの費用がかかるものなんですか。</p>
議会総務課長	<p>見積りはとってないですが、システム費用は意外に高い</p>

花村議員	<p>です。ライブ配信における費用とか、そういったものが最も気になる部分ではあります。</p> <p>議案質疑の場面で困るんじゃないかと思います。仮に私が1番になると、ほとんどの質問を一人でやってしまって、後の人がもう質問することないじゃないか、というような。今は担当課とのヒアリングでほかの議員が質問すると言われたら、その質問はしないんだけども。</p>
藤川議会運営委員長	<p>そういうことは実際にあると思います。それも含めて公平なのかなと。</p>
豊島議員	<p>花村議員がおっしゃるように、私も質問の重なりについては配慮しているつもりです。</p>
南谷清司議員	<p>私は、平等にするのか当選回数を重視して配慮するかという、議会のあり方が本質的な問題であると考えて提起しています。質疑の順番は議長が当てる順番を工夫すればよいだけのことで、本質的ではないと思います。</p>
原議員	<p>変更するなら4年に一度ですか、それとも毎年ですか。</p> <p>〔「4年に一度」と呼ぶ者あり〕</p>
川柳議員	<p>慣例、慣習、あるいは年功序列という話がありましたが、私は性格上、型にはまったことが苦手なんです。羽島市議会の歴史といいますか、重みのある場に身を置くと、全く違和感を感じなかったですし、逆にどうして気になるのか理解できないです。</p> <p>おそらく南谷清司議員は現状のやり方が気になってストレスを感じていると思うんですが、私は自分が今まで納得してやってきたことを指摘されると、それはそれでストレスを感じるので、私は変更の必要はないと思います。</p>
山田議員	<p>私が当選1期目の平成19年ごろは古い考え方があって、期数が若い議員は一般質問をするなというルールのようなものがありました。ところが、私が当選したときの先輩議員の思いやりなのか、逆に新人議員が一般質問をやれと、そういうことがあって、まったく分からない中でやらせてもらうようになりました。新人議員は毎回一般質問をやって、先輩議員は肝心なときだけやるという状況になりま</p>

	<p>した。そういったことが今の状況の原因な気もしますが、やはり歴史は歴史、よいものはよいということで、すべてが平等ということではなく、できれば私はこのままでいいと思います。</p>
野口議長	<p>それでは採決しますか。</p>
粟津議員	<p>ここで採決するのではなく、いろんな考え方が出ているんだから。</p>
野口議長	<p>十分議論してきました。一般質問の通告書の件は今日だけで結論が出たんですし。この件はずっとやっています。</p>
藤川議会運営委員長	<p>反対多数なら現行どおりで、賛成多数になった場合はいつから運用を開始しますか。</p>
野口議長	<p>改選後のタイミングです。</p>
藤川議会運営委員長	<p>くじ引きで決めるとか、その方法はどうですか。</p>
野口議長	<p>そういった部分は後ほど決めるということで。まず変えるのか変えないのかを決めます。 南谷清司議員の提案に賛成の方、挙手を願います。</p>
	<p>〔賛成少数〕</p>
野口議長	<p>反対の方、挙手を願います。</p>
	<p>〔賛成多数〕</p>
野口議長	<p>現状のままということで行きたいと思います。 次に各常任委員会の令和6年度活動報告書について、3月中に取りまとめていただいて、4月上旬には議長まで提出願います。 最後に、3月19日から本日までの3日間、午前10時から予算決算特別委員会と常任委員会を開会しましたが、活発な質問があり、会議終了時間が遅くなりました。 そこで、今後の予算決算特別委員会については、会議開始を午前9時からとするか、または、会議開始は午前10時のままとし、昼12時を過ぎたら食事休憩の時間をしっか</p>

	<p>り設けて午後から再開するという、この2点があると思うんですけど、皆様のご意見をお聞かせください。</p>
藤川議員	<p>午前10時からの案でお願いしたいです。</p>
花村議員	<p>頭が回らなくなるので、昼休憩はしっかりにとってほしい。</p>
豊島議員	<p>他議会では翌日まで延会するところもあります。昼休憩をしっかりとって、夕方までかかってもいいと思います。</p>
野口議長	<p>午前10時開始で昼休憩をしっかりとるということで、よろしいですか。</p>
	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
野口議長	<p>次回の9月定例会からそのようにやらさせていただきます。以上で全員協議会を終了いたします。お疲れ様でございました。</p>
	<p>【閉会＝午後3時25分】</p>